

平成 25 年 5 月 15 日

経済戦略局総務部総務課長以下、ゆとりとみどり振興局支部長以下との本交渉

(支部)

- ・ただいまから事務室の移転に伴う休養所の取り扱いについて申し入れを行う。
- ・去る 4 月 30 日に中央卸売市場業務管理棟から ATC O's 棟へ事務室の一部移転が実施されたことに伴い休養所に変更が生じていると考えている。
- ・休養所については、市会会期中や予算編成時期などの繁忙時等、職員が一時的に使用することによって疲労回復に資するものであると考えている。
- ・については、休養所に対する認識と設置基準の考え方、休養所の現状を明らかにされたい。

(局)

- ・法令で一定の条件のもと設置が義務付けられる休養所については、病弱者、生理中の女子等に使用させるために設けるものであることから、中央卸売市場業務管理棟を一の事業所として考え、法令の定めるところにより男女別に臥床することのできる休養所を設けている。
- ・具体的には、男性用休養所として、9 階スポーツ部の男子更衣室内に畳敷きのスペースを設け、女性用休養所として、12 階、9 階、8 階の各階女性更衣室内に畳敷きのスペースを設けている。
- ・ATC O's 棟においては、男性用休養所として男子更衣室内に臥床することのできるベンチシートを 2 台設置している。また、女性用休養所として女子更衣室内に臥床することのできるソファを 1 台設置している。
- ・一人分の臥床スペースに対する労働者数などの基準・条件は法令に明記されていないが、法令の定めるところにより男女別に臥床することのできるスペースを設けていることから、休養所の設置義務は果たしているものと考えている。
- ・また、観光課水辺魅力担当等の事務室である咲洲庁舎には、3 階に男性用及び女性用休養室が 1 室ずつ設置されている。

(支部)

- ・これまでの業務管理棟における休養所の面積は把握しているのか。

(局)

- ・男性用休養所は 10.45 m<sup>2</sup>、女性用休養所は 12 階が 7.70 m<sup>2</sup>、9 階が 7.2 m<sup>2</sup>、8 階が 15.9 m<sup>2</sup>である。

(支部)

- ・特に女性用休養所が、従前と比較すると見劣りすると思うが、所属の見解はいかがか。

(局)

- ・ATC O's 棟における女性用休憩所の使用実態については、あまり利用していないと認識している。

- ・今後、万が一、利用が重複する場合には、男子更衣室のベンチシートを一時的に女子更衣室等に移動させて利用したり、ATC O's 棟にはソファを設置している応接室が3室あるので、当該応接室が空いていれば、そのソファを利用するなどして対応できるものと考えている。

(支部)

- ・咲洲庁舎の休養室について、男女別に1室ずつ設置しているとのことであるが、どのような仕様なのか。

(局)

- ・各室に、ベッドと空調設備が設置されている。
- ・なお、昨年度の使用実績であるが、男性用、女性用合わせて計6回と聞いている。

(支部)

- ・休養所については、職員が予算編成時期等繁忙時期に一時的に仮眠をとることで疲労を回復させ、新たな労働力を確保できるものと考えている。
- ・支部としては、特にATC O's 棟における休養室について何らかの環境改善が必要であると考えており、休養所としてのスペースを増やすとか、ソファやベンチを設置している部分を畳敷きにするとか、現在の休養所の改善を求める。

(局)

- ・事業者は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないと考えている。
- ・休養所のあり方については、法に基づき適切に設置しなければならないと考えており、その仕様については、職場の状況、その利用実態に配慮しながら、所属の責任で定めなければならないものであり、管理運営事項に当たると認識している。
- ・在設置している休養所については、法令で定める設置義務を果たしていると考えており、休養所の増設や仕様の変更等については、現時点では予定していない。
- ・しかしながら、所属としては、事務所スペースや本市の厳しい財政状況など一定の制約はあるが、引き続き快適な職場環境の形成に努めてまいりたいと考えている。

(支部)

- ・所属から現在有する資源を有効活用して対応する考え方が明らかにされたが、快適な職場環境の形成にかかる課題として休養室の問題があることを表明し、本日の交渉を終えることとする。